会議録

会議の名称	令和５年度第１回加西市環境審議会
開催日時	令和５年８月18日（金）　14:00～16:00
会　　場	加西市民会館２階視聴覚室

出席及び欠席委員の氏名

＜出席委員＞

令和５年度加西市環境審議会委員

・服部　保（会長）　・尾内　良三（副会長）　・武田　義明　・中野　加都子　・免田　浩史
・松本　崇　・後藤　政博　・佐々木　信行　・長濱　秀郎　・谷勝　公代　・澤田　昌作
・山下　紀明（WEB参加）

令和５年度地球温暖化対策検討部会委員

・中野　加都子（会長）　・尾崎　平　・岡　晃弘　・牧口　勇次　・須和　憲和　・谷勝　公代
・長濱　秀郎

＜欠席委員＞

・松田　由紀子　・森井　和喜

出席した事務局職員の氏名及びその職名

・生活環境部長　丸山　常基
・生活環境部環境課長　山下　敦史
・都市整備部都市計画主幹　藤井　祥忠
・生活環境部環境課係長　高橋　広樹
・生活環境部環境課主事　藤原　凌太

発言者	会　議　の　経　過　／　発　言　内　容
	（開会） **１　生活環境部長あいさつ**
生活環境部長	皆さん、こんにちは。生活環境部長の丸山でございます。一言ご挨拶申し上げます。本日は皆さん暑い中出席いただきまして、ありがとうございます。少し私も初めてなんですけども、まず状況に触れさせていただきますと、令和３年３月にゼロカーボンシティ宣言を表明して、加西市気候エネルギー行動計画を策定したということで、同時にこの計画が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画であるというふうにしてきたと思います。 そして、この計画においては2030年度の市内の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減するということの目標でしたけれども、昨年11月に環境省から脱炭素先行地域と選定されたこともあり、所要の改正を行っていくことについて、皆様のご意見を頂戴したいというところでございます。 さて、本日の２件の案件について諮問させていただいておりますのは、最初に議論いただく太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定ですけども、昨年度、市域を太陽光発電の導入を抑制するエリアと、導入に際して何らかの課題が残されているエリアに区分したゾーニングマップを作成しているというところでございます。近年においては、本市においても太陽光発電の導入事例がたくさんございまして、地域住民とのトラブルが顕在化しているというところでございますので、このたび太陽光発電施設の適切な設置や維持管理を推進することを目的とした市の条例を目指したいというところでございます。 もう１点については、加西市気候エネルギー行動計画、先ほどの計画の改定でございますけども、この計画については令和３年３月に策定したばかりでございますが、国においては同年４月に2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦ということの表明がございましたので、国も同年10月に地域地球温暖化対策計画も改定しているというところでございます。 つきましては、このたび国の目標と整合性を図ることを主な目的として、この計画を改定したいというところでございます。委員の皆様におかれましては、慎重審議の上、何とぞよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
	２　出席委員、事務局紹介
事務局	それでは、本日ご出席いただいている委員の皆様のご紹介ですが、お手元の席次表、それを参考にもしていただきたいと思います。時間の都合上、新たに委員になられた方のみご紹介させていただきます。他の委員におかれましては、今言ったようにお配りさせていただく座席表で紹介を代えさせていただきます。
事務局	議事に入る前に本日の出欠及び委任状の提出状況を申し上げます。審議会委員では

	委員１名が欠席、また地球温暖化対策検討部会でも委員１名が欠席されており、ともに委任状を頂戴しております。したがって、審議会規則第５条及び第６条の過半数の規定に満たしておりますので、本日の審議会及び地球温暖化対策検討部会は成立していることを確認させていただきます。 ３　議事 議事(1)加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の合同開催について
事務局	それでは、１つ目の議事案件「加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の合同開催について」です。今年度は、主に加西市気候エネルギー行動計画の改定と仮称の太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定について議論することになります。これまでの審議過程では、加西市気候エネルギー行動計画に関する事項は審議会の専門部会であります地球温暖化対策検討部会での審議を受けたうえで、審議会で審議承認することになっています。 他方、太陽光発電施設の適切な設備及び維持管理に関する条例の制定に関する審議ですが、その性質上、地球温暖化対策や生物多様性などの様々な環境分野の専門家の方だけでなく、自治会の代表を初めとする市民の代表の方が在籍する審議会において審議することが妥当ではないかと考えております。今年度、太陽光発電の導入拡大に伴う防災面、景観、環境への影響等に対する地域市民からの懸念に対応するということを目的として、太陽光発電の設置、施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定と、再エネを活用したエネルギーの地産地消を掲げる加西市気候エネルギー行動計画の改定は密接に関連しており、同時に議論することが望ましいと考えられます。 加えて、公私ご多用の各委員の皆様のご都合も配慮をさせていただきたいと思ったところで、このたび今年度において環境審議会及び地球温暖化対策検討部会を合同で開催させていくことをご提案させていただきます。審議会規則第６条では、部会設置は審議会が行い、部会の委員、会長は審議会会長が指名すると規定されています。お手元にも審議会の規則を配付しておりますので、そちらもご参照ください。 さらには、同規則第９条においてこの規則に定める者のほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が決めると規定されていますが、この点について審議会の服部会長のご意見をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。
会長	ただいま事務局からご提案のあった合同開催についてですが、審議会規則では会議の運営について会長である私が決めることと規定されているものの、会議の運営方針は重要な議事であることから、ここにご参集の各委員の皆様のご理解ご承認を取りたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。合同開催についてよろしいでしょうか。

	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	ありがとうございます。それでは、今年度は加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会を合同で開催することとします。
事務局	続いて、合同会議の議長は審議会会長にお願いしたいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
事務局	ありがとうございます。それでは、合同会議の議長は審議会会長にお願いしたいと思います。ここからの議事進行を会長にお願いさせていただきます。お願いいたします。
会長	それでは、合同会議を開催いたします。最初に今回の合同会議の議事録署名人は長濱委員及び谷勝委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、2つ目の議事に入らせていただきます。「本年度の取組み内容について」事務局からご説明お願いいたします。
事務局	＜議事(2)本年度の取組み内容についての概要説明＞
会長	ありがとうございました。昨年度の振り返りから本年度の取組みについてご説明いただきました。この件について委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。
委員	質問です。今のご説明の3ページ目に「周辺住民からの苦情やトラブルが顕在化しつつある」というのがありますけれども、これまでの地球温暖化対策検討部会が開催されたときにご説明があったんですけど、高齢化に伴って田畑とかため池の管理が大変で、太陽光発電設備の導入について割とウェルカムな市全体としてそういう傾向があるというふうに伺ったんですけども、この周辺住民からの苦情やトラブルに、例えば具体的にはどのようなことなんでしょうか。
事務局	先ほどお話しがあったため池等そういったところでは実際ほとんど聞いてないという状況です。周辺住民という話になった場合、まず景観の観点からいくと、例えば具体例でいくとここの市民会館の少しの横のところに山肌をちょっと削っているところがあったりとか、そういったところがちょっと景観上やっぱりよくないとか、実際にそこから土砂が落ちたりするということがあったと。 あと、実際今日都市計画課の職員も来ているんですけれども、家の周りを少しずつ

	ちょっとずつパネルを周辺を囲むような状況が出てくるとか、そういったことに対して住民さんが不安を持っているとか。あと維持管理の問題として斜面にあるところは防草シートですかね、そういったものがちょっと剥がれかけてるとか、そこから土砂が出そうだとか、そういったようなこととかも具体的にあと斜面のところが、木がもう土砂がもう崩れている現場も確かにあったり、そういうことがここ最近、ちょっと増えてきたのは事実なので、そういったことを踏まえながら検討したいなと思ってます。
委員	条例の制定の必要性は大変よく理解できるんですけども、大規模なものは県でも既に条例があるし、どのようなトラブルに対して主に対応しなければいけないのかということをもうちょっと具体的にしていかないと、一般的に言うとしてもイメージしかできないので、どのようなトラブルに対して市の条例で制約をかけていくのかということをもう少し具体化したほうがいいのではないかと思いました。
事務局	ありがとうございます。
会長	よろしいですか。ほかにご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 今の先生のことについては次回までに少しまとめていただいて、委員会に出していただければと思います。
事務局	ありがとうございます。
会長	ほかにないようですので、続きまして３つ目の議事に移ります。「太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定について」諮問ということですので、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	＜「資料 3－1(仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定について(諮問)」の概要説明＞
会長	これは私が受け取らなくてもいいんですか。
事務局	それを我々が考えておったんですけれども、議事が 2 つあって長いので、ちょっと省略をさせてもらおうかなと。本来最初の 4 年前、2 年前のときはそうやってさせてもらった記憶があります。
会長	いや、大体何か諮問を受け取るというのは普通になっているので、ここで僕が受け取らなくてもいいのかなという。分かりました。

	それでは、何かこの諮問についてご意見。ご意見というてもご意見出しても、向こうから諮問いただいているので、どういうふうに答えたらいいか分かりませんが、何かご意見等ありましたら、お願いします。 特に諮問ですからないようなので、続きまして４つ目の議事に移ります。「加西市気候エネルギー行動計画の改定について」。
事務局	先生、こちらのほうが今から議論してもらうので、すみません。資料３－２のほうですね、すみません。それについて説明を事務局のほうからさせていただきますので、すみません。
会長	じゃお願いいたします。
事務局	＜「資料３－２　条例の制定方針について」についての説明＞
会長	ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ご質問がありましたら、お願いいたします。どうぞ。
委員	県で先ほどのご説明のとおり大規模なものは条例があるし、大規模なものはアセスにも関わるので、小規模化していくことが予想される。服部先生が議長をされているアセスでもそんな話があったんですけど、条例でお話されている点は抑制していくという、促進を抑制していくという考え方ですよね。最初の資料２でのご説明の中に、これまでのゾーニングの手法では促進区域の充実は困難ということが報告されているんですけれども、要するにどんどん細切れで小規模化していって、市でもこうやって条例をかけられてと抑制していく案が考えられている中で、促進はどうやってやるんですかという問題が出てきます。 促進をしなければ、脱炭素の目的は達せられないですよね。ゾーニングの手法では促進区域の充実は困難と言ってるわけですよね。それは困難ということが分かって、それでこっちのどんどん出てきた場合に抑制する方法はこうなんですということが考えられたり、ではどうやって促進するかをどう考えるんですか。
事務局	そこが実はすごく悩ましいところで、今回例えばこの資料２のところに促進については、例えば屋根とか特定の一定の区域の中の外壁のようなところ、そういったところというのも、これも特定の外部というような話を言ってるんですが、これがどこかというのはまだちょっとそこまで設定我々できてないんですけれども、まず１点目は例えば屋根とかそういったところは、一つここ最近でも促進区域に設定をしているような市町村というと、やっぱり屋根というところが多くて、なかなか今言われたように私も去年の１年間の議論の中で、太陽光発電はやっぱり個々の場所の状況と地域の方の所有者の考え方とその周りの方とかというのが個別で違うので、

	ゾーニングというのはなかなか馴染まないなと。 去年ゾーニング事業やった市町村向けに国が意見交換会を、同じように補助事業を使ってやった自治体に対して意見交換会というのを一緒にやった経緯もあるんですが、結論的には今のような話で風力発電は結構ゾーニングという概念がうまくはまるんだけど、太陽光ってやっぱり個々の状況があるからなかなか難しいねというような、そんな話があったんです。ですので、今我々として促進に関しては、一つの方法としてはちょっと屋根というのが一つあるかなと。特定に何かそういう場所という外部的なところですね。例えば、そういったのは何か。
事務局	今、先ほどもお話ありましたように屋根という、特に公共施設の屋根、ここについてはまだまだ設置されてないところが加西市にたくさんありますので、そこを中心に現在は考えています。それと、外部というお話がありましたけども、これは脱炭素先行地域の事業の中でもある特定の地区ですとか、外部ですね。ここに重点的に太陽光発電施設を設置できないかということが今別事業で検討されています。その中で、あるエリアについてそういった促進区域に設定できないか。それによって、加西市の太陽光発電で確保しなきゃいけないものを全て確保できないのかなということで、ある程度今目途が立ちつつあるという状況でございます。
事務局	ただちょっと目途が立つというのは、まだ実際どこがとかその辺りは、まさにちょっと見ていかないといけないので、まだ具体的にどうこうというところはまだないという状況で、ただ、ため池という話が出るんですけども、ここを促進区域にするかしないかというのはちょっと横に置いといて、そういったいろいろ利活用の場所があるのはあると。屋根についても公共施設の屋根というのもあるんですが、太陽光事業する上で、屋根の大きさですよね。そことそこの使ってる電力、これがうまく整合性が取れなければ、あまり経済的にも有効なメリットはないので、そういったところも踏まえながら、ちょっと考えていきたいかなと。 住宅に関しては大体 5kW ぐらいというふうに言われていますけれども、屋根に置いて自家消費するのに結構上手く使えたりするんですが、その後いわゆる大きな施設になったときは、その辺りどうバランスを取るかとか、そういったところがいろいろありますので、そこは議論はしないといけないですけど、今のところは今後の課題、まさに課題です。
委員	もう一つだけ、今の資料の中のご説明の中で、「義務を課す」という厳しい言葉と、単に報告をしてもらって、その報告の内容によって指導とか助言というところがあって、「義務」と「報告」による助言とは全然違いますよね。義務は罰則とか罰金とか公表とか、そういうのがくっついてきます。報告はしました、できればやってねという感じですよね。 なので、この条例制定の中で義務の部分と報告、緩やかな部分を区別しないと実行

	力があまりないというか。だから、今度資料をつくられるときに義務の部分と報告、改善の部分、緩やかな部分とソフトの部分とハードの部分ですね。それをちょっと区別して出していただきたいなと思います。
事務局	そうですね。これについては一定の義務を課すとか罰則点があったんですけれども、どういうふうにそれを決めていくかとか、義務と努力という程度のものと、その辺は最終運用していくうえでちゃんと整理をしないとだめなので、今別途ちょっと弁護士の先生なんかもこちら今日ウェブで参加の ISEP(環境エネルギー政策研究所)の先生の助言をいただきながら、そういった弁護士の方なんかともちょっと協議しながら、その辺りは。課題なのは、例えば太陽光に関しては営業権とか財産権とか、そういったものも絡んでくるので、中途半端なやり方をすると訴えられたりとか、逆にそういうことも十分考えられて、全国的にそれも問題になってるところもあるので、そこはちょっと十分注意して考えたいなと思っています。
会長	ありがとうございます。ほかにご意見等、どうぞ。
委員	46%削減ということで、加西市が同じ目標でやるんでしょうか。それで、そのうち太陽光を幾ら設置したらどれぐらい減るかというのは分かるんですか。加西市として太陽光の設置の許容量というか、全体としてどれぐらいというのは分かるんですか。
事務局	実際、46%は国が言ってるんですけれども、ちょうど1年前の別の事業で2050年に加西地域を実質ゼロにするためには、どれぐらい2030年度ぐらいには減らしておかないとだめですかねという、そういうのをちょっと試算をした経緯もあるんですけど、そういった経緯を踏まえながら、今回改定を、次の議論になりますけれども考えるんですけれども、その場合大体50%ぐらい削減しないとだめですよというような話はちょっと来てるんですね。46%よりも高くて、とは言えその50%の中に新設の太陽光発電がどれだけ必要かどうかということと、今現存しているところと、どこまで整合が取れるかというのはなかなかちょっと実際難しいところがあります。我々としても、太陽光発電という加西市におったら太陽光発電以外の、例えば風力とかバイオマスとか、そういったのがどこまであるんかというようになると、なかなかポテンシャルがすごく低いというのがあって、太陽光になってるんですけれども。今我々考えてるのは、太陽光発電という一つの再エネをつくるというのが大事ですけれども、片や以前から産業関係なんかは、省エネなんかをずっとされてるということもあるので、そっちの方向へ。特に、住民的にいうと戸建住宅の多いこういった地域ですと、断熱とか省エネとか、今度新たな住宅建てるときには、ZEH とかそういったものにするとか、いろんなそういうようなことも踏まえながら、加西市の特徴を生かしながらできたらなと思ってます。

会長	ほかにご意見がございましたら、どうぞ。
委員	条例を定められるということなんで、当然、議会のほうからもいろんな質問出ると思うんですけど、先に先生がおっしゃったように個別具体的な苦情とか、いろいろあったと思うんですけども、そういう苦情に対してこの条例が先にあれば、こういう苦情はなくなっただろうとか、あるいはここの今の現存の既設の太陽光施設はこれに合致しないとか、こういった具体的な話をきっちり詰めていかないと、対応できないんじゃないかと思うんで、先生おっしゃったようにやっぱり個別をしっかりと押さえてほしいなと思います。 それと、一つはいろんな苦情が出てきたということで、これは今まで市役所内では都市計画の開発部門が一手に引き受けて対応されていたと思うんですよね。今回の抑制区域の中では、その中で都市計画法をその中に入れて、例えば都市計画外、西在田とか、多加野、在田南奥部、中山間地はこれには該当しないというふうに今回ゾーニングではされてるんだけど、都市計画、いわゆる開発の中でも全て対応し切れなかったという事例もある中で、この太陽光の規制の中で、その都市計画法の概念を意味があるのかどうか、住宅地というのはどこでも、集落というのは都市計画に関わらず白地のところでもあるわけで、そういうところで規制区域から外れてしまうと、今までは都市計画の監督許可も受けていた。ところが、今度はその地域の例えば区長さん、副会長さんの辺りも当然、もう一つの団体として受けなしゃあないというような形になってきて、私としては、その都市計画法の概念にとらわれず、全域集落地域、青く塗って抑制地域にするという計画のほうがいいんじゃないかと。それ何も太陽光は計画区域と都市計画って何もそんなリンクしてるもんじゃないということで、その辺りちょっと意見として言いたいと思うんですけどね。
事務局	基本的にはあまり都市計画区域というところの網というわけではなくて、これも全体で考えていると。ただ、集落区域とかそういったところを一つ参考で、ゾーン分けするときに住居として大事なところというのをちょっとピックアップしたのが、集落区域とか都市計画区域の中の工業区域とか、そういった以外のところという、そういう概念でちょっと考えております。
委員	抑制区域ということで青色塗ってないでしょう。要するに中山間地以上のほうは。
事務局	これも今後の検討かなと思いますので、また都市計画法の方では一応今のところこの集落区域での調整区域で家が立ち並んでたところについて、都市計画課では特別指定区域ってかけさせてもらって、自分たちの規制緩和をしてるので、そこでちょっと太陽光が決まると、20 年 30 年土地が動きませんので、人口増にはつながらないということで、今のところ都市計画課としてはこの調整区域の集落区域で一定の規

	制はかけれないかということで抑制区域に入れてもらってます。 委員がおっしゃったように都市計画区域外、加西市の北のほうにつきましても同じように住宅地がありますので、今後環境課のほうと都市計画課のほうでそういうとこも規制できないかと一緒に考えていきたいなと思います。
委員	よろしいと思います。むしろ、中山間地のほうが廃屋なんかで、今までやったら廃屋は放置してもあまり問題なかったけど、今後は恐らくつぶされる方向になってくるか、つぶすのが義務になってくる。そんな跡の土地利用いうたら太陽光ぐらいしかないんじゃないかというたときに、それはもう不在地主の場合やね。そこに住んでいればこんなことはしないだろうけど、不在地主なんだったらもうそれしか税金対策する方法がないというたときに、要するに抑制地域外であった 10kW 以上の大きなものができるということとときも例は当てにはなりませんということで、ぜひとも考えていただきたい。
事務局	僕ちょっと勘違いしてましたけど、北側の白地のここの部分の話ですね。
会長	ほかに何かご意見がございます。どうぞ。
委員	1 点確認なんですけれども、抑制区域の中で、この都市計画の工業系用途地域除く地域なので、主に住居地域ですとか商業施設の地域になると思うんですね。例えば、この中で小さめの工場みたいなところであったり、例えばコンビニエンスストアみたいな小さい商業施設だったり、そういうものは敷地内で太陽光を地面に設置する場合というのは、これも抑制区域だとできないのか、除外規定を設けるのかというところが気になっております。 というのも、皆さんが太陽光の電気で再エネ 100%していくだとか、蓄電池も加えて、むしろ自分たちの電気を売っていくという話になったときに都市計画の用途地域内ですと、自分たちのためであってもできなくなってしまうのかというところをちょっと考えてみたほうがいいかなというところです。ほかはおおむね賛成でございます。
事務局	そうですね。その件については、自分の敷地の中で自家消費をするという、我々が今推進しているところとの整合性になってくると思うので、そこのところも検討していかないといけないかなというふうに思っています。
委員	条例をつくるというのは必ず必要なことなんですけども、新しくこれからつくるといった条例に対して、既存のところ設置するところ、それと上手く歩調を合わせてやっていけるということはできるのかなと。ちょっと難しいところがあるんじゃないかな。そこはどうですか。

事務局	おっしゃるとおり、条例はやっぱり設置してからそこから発生をするものが主になっていくので、既設の部分というのは本当にどうするかというのは、今回焦点になってると思います。今トラブルがいろいろ出てるのはもう正直既設です。FIT という制度も一定の本当にメガという大きなもの以外は、地域用件とかいろいろそういったもの 50kW 未満という形になると、あまりもう今からつくられることは少ない現状になってるんですけれども、ですので既設というところを我々が検討しないといけないかなとは思います。 だから、そこの間で、例えば既設であっても何か問題があったら、我々が確認、報告を徴収して、それでもできない場合はさらに対応していくとか、やはりいきなり何もないところから、既設のものに対してやるのは難しくて、そこのところはやっぱり一定線を引きながら、できる限りそういうことがないようにしていけるような運用をしていきたいかなと思ってます。
会長	ありがとうございます。ほかに。どうぞ。
委員	すみません、ちょっと規模感を知りたいんですけれども、条例をつくるということなので、どれぐらいの規模のものを対象に条例の枠にかけるかという話で、先ほどのやつでいくと、10kW 以上プラスぐらいで、直置きするタイプということだったと思うんですけど、ちょっと資料の１枚目のスライドで件数と導入容量のグラフを示してもらってるんですけども、この 50kW 未満というのは、これはもう全部地上置きで屋根置きのものは入ってるんですか、入ってないんですか。分かりますか。
事務局	これは入ってます。屋根置きも入ってます。
委員	件数もワットも両方とも入ってますか。
事務局	入ってます。
委員	ちょっとどれぐらいが対象になるかが分からなくて、先ほどのご質問にもあった既設としてはどれぐらい数がそもそもあって、このグラフだけ見ると件数は指数になってるので、ぱっと見増えてるのか増えていないのか、ちょっとよく分かりづらいんですが、赤い 50kW 未満というのは、ちょっと先ほどあったとおり大体屋根置きのやつは 55kW ぐらいだとは思うんですけど、1,000 件超えてある 2,000 件ぐらいですか。2,000 件か 3,000 件ぐらいあるのは、ほとんどが戸建の屋根なのか。
事務局	多分、例えば工場の屋根だとか、あと 50kW と言いながら。

委員	だから、屋根は対象にならないですよね。屋根置きは。
事務局	この件数は入ってますよ。 まず、このグラフはFITで認定されたものですので、屋根置きは当然入ってるんですけれども、民家にあるような小さなものは入ってないです。
委員	民家は入ってない。
事務局	ほぼほぼ入ってない。
委員	ただ、今でいう条例の地上置きのやつの枠の外がほとんどなんですか。入ってるのがほとんどなんですか。今適用範囲が地上設置型の10kW以上というふうにあるって書いてますよね。それにこの赤いやつは1,000件超えてるのはほとんどが入ってるのか、入ってないのか。
事務局	ほとんどが入っています。
委員	ほとんどが入ってる。工場の屋根置きは対象の。
事務局	一応、対象外に我々はしようかなと思っています。
委員	出るけど、これは地上置きのやつがほとんどということですか。
事務局	だから、そこの内訳は確かにまだどういう規模感というのは調べてはないです。その内訳が。
委員	なので、ちょっと要はそもそも対象がどれぐらい既設としては可能性があって、これから今後増えていく数としてはどれぐらいを想定してるというのが、規模との関係ということと、これまでちょっと先ほど一番初めに先生からご質問があったトラブルのあった苦情とかというのは、実際の件数としての数が何件ぐらいで、それはどれぐらいの規模のものとか、どんなところのやつがそういうものであるのかというのは一つ気になるんですけど。 ただ、それは声の上がるところはそれでカバーできるんですけど、先ほどの質問、エリアの話でいうと、自然とか防災とか幾つかの観点で声の出ないところは、そういうエリアでは一応切ってはいるんだけれども、要は先ほどもあった山肌を削ってつくったがために土砂が流出してるとかというのは、抑制のエリアに入ってなければ出てくる可能性はあるわけですよね。その声が上がらないところのエリアをどうするのかというのを、ちょっと気になって、対象とする規模感を教えていただきた

	いというのが、質問の趣旨なんですけども。
事務局	分かりました。もう少し具体的に内訳なんかを整理したいと思います。ただ、太陽光発電事業、民間さんでやられてるやつなので、全てがどこに設置されてて、どんな規模でどんな運営されているかというのをちょっと追えないところがあるかもしれませんので、できるだけ具体的な数値を出したいと思います。
委員	要するに条例が策定されると、先ほどの話でいくと、枠の網掛けの中に入るわけですよね。
事務局	入ります。
委員	だとすると、追跡できないと困るわけですよね。今はそもそもそういう届出は義務はないので、把握するそもそも術はない。
事務局	ないです。だから、加西市は今のところないです。
委員	だから、もう走りまわって太陽光あるって見つけてここ知らんなとかって探すしかないみたいな。
事務局	今のところそうです。
委員	極端にいうとそういうことになるっていうことですよね。
事務局	このケースも結局はFITというやり方をしてるから、件数が上がってきてまだ数えれるんです。今から増えていくのは、明らかにもう自家消費という形になるので、ここは本当把握の仕方が今後は難しいというか、逆にいうとこういう条例が出来ると一定そういうのは把握はできるかなというふうには思ってます。
委員	だから、次回ちょっとそういう資料を。
事務局	そうですね。ちょっと我々ももう少し。
会長	ありがとうございます。他に何かご意見等はございませんでしょうか。
委員	すみません、あまり専門的なことは分からないんですけど、要は施設基準の中で施設の維持管理及び配置後の処置に関する事項ということを入れようとされてるわけですね。今、太陽光がどれだけ持つのかどうか分かりませんけど、多分もうかなり

	何十年前のやつならもう使われないというようになった場合に、そのまま当然届出をするとかなるんですけど、届出だけしたってそれを例えば完全にどけてもらって元へ戻すとか、そういうようなことが確実できるかどうか。 ただ、届出できたら、できません。してもらっただけですね。あと、届け出た業者が分からないとか、そうなったときにほんまに処理できるかのどうか。その辺は要は今後つけていって、何十年後になってどんどんするのはいいんやけど、40 年後、何年後にそれが届出はしますよと、しなさいよと言うたものの、どこまでそういう管理というか出来るのか、その辺の要は基準的なことをしっかりしとかんと、ただ単に届出してよと言うだけでは、やっぱり確実なもうほんま。 例えば、そういう撤去するお金とか、そんなもんも確実に取っておいていうような、そういうようなこともしとかんと、ちょっとその辺、建てるのはいいんやけど、どんどん増やすのはいいんやけど、そういう廃止になる時期が多分来ると思うんでね。既にもう来てるところもあると思うんですけど、それをいかに元の環境に戻すとか、その辺もちょっと考えたらそういう基準をやっていただきたいなと思いますね。
事務局	おっしゃられていることがよく僕らも理解できるところで、今特に廃棄に関しては、国のほうが一定の規模以上のものに関しては、積立制度ということをしないといけないという、そういうふうな法律も数年前から改正されて運用されているところではあります。ただ、確かに小規模のものまで、そこまでいってるかといったらそうでもないしというところもあるんですけれども、そこについては今、弁護士先生ともそういう話も、廃棄のところどうしようかなという話も議論もしてるんですけれども、なかなかこれといった確かに、ものというのが国の動向、国が今からそういうところを環境省含めて、今かなり議論してるので、それを見ながら我々も追求していく形で考えたいなと思ってます。
委員	今は少ない 10kW とかその辺までもしようとしておられるんで、だったらそういうことも含めたものも並行にしていっていただきたいなと思いますね。
会長	ほかにございませんでしょうか。じゃ、私のほうからこれ１ページ目に、先ほど先生言われましたけど、導入を促進する必要があるというような促進の面というのが、ここで書かれていますけれども、この点については今度、また調整されてその面が出てくるんですね。今の話は抑制の話がずっと続きましたけど、促進の部分も条例の中には入ってくるんですね。
事務局	そうですね。一応、それも踏まえて検討したいと思ってます。
会長	分かりました。ほかに。どうぞ。

委員	ちょっとしゃべってばっかり申し訳ないんですけど、今回はちょっと注目してるのは7ページに書いてある既存施設への条例の適用というとこで、普通条例というのは法令では訴求しない部分というのが趣旨なんですけど、何か訴求できそうな趣旨がちょっと書いてあって、この資料が来てから私も少しよその市町はどうなっているのかという、こういうような条例定めているところを見てるんですけども、県内ではあまりなくて、隣の西脇とかなんかネットでは上がってました。 その中で見てるとこういうことは書いてないんですね。協議しなさいとか、届出しなさいとかいうことが趣旨であって、ここまでは言ってない。非常にこれあったらすばらしいなと思うんだけど、これを例えば事業の廃止の届出を義務化する。これってその廃止の時期を見極める、担保できるようになるのかどうか、あるいは事業承継時、例えばどこどこの会社からどこどこの会社に移ったりということを自治体がこれは必ず知り得るものなのか。 届出のときはAの会社やったけど、今実はCの会社がやってるんですよということはよくある話なんですね。そういうことが市のほうできちっと抑えられるものかどうかということ。それと、もう一つ事業を継承したときには、新設同様の義務を課すというようなことをうたってあるんですけども、実際には規模がでか過ぎますよと。この既知地域で大き過ぎるから小さくしなさいというようなことが、実際できるのかどうかというのと、あれば教えてほしいですね。 それともう1件だけ、これは小さいことなんですけども、今市内で多いのはため池の発電所が非常に多いと。説明の中では面積の3分の1程度をマックスとしたいという話があったんですけども、ため池というのは水張面積とか敷地面積というのがあって、谷あいの池には2分の1が堤体であって水張面積が半分ほどしかないというようなところがたくさんあるんですよね。その中で3分の1という面積規定をすると、ほとんどの水面を埋めてしまうというようなことになって、例えば景観保全とか野生生物を保護する団体の主張は水面なんですよね。 だから、水張面積を3分の1で収めたいと思っていらっしゃるのか、それとも全体の面積の3分の1で収めたいと思ってらっしゃる。例えば、奉天池等なんかは四面が堤体です。あれ全部含めたら堤体がほとんどを占めてしまうというようなところで、それの3分の1いうたら水面全部入れてもらってると困るようになってしまう。その辺りはどういうお考えか、それがちょっと質問したいと思います。
事務局	まず、1点目が把握できるかという話がありますけれど、FITの制度を使ってるものに関しては、今、国の情報なんかを見に行ったりとか、加西市の分に関しては、そういうような仕組みは一応あるのはあるので、一定見れないことはないんですけども、本当にずっとずっと僕ら見張って見てるわけじゃないので、その辺りというのは確かに事後的になったりとか、完全にできない可能性はあるかもしれないです。 1点目の質問をちょっと申し訳ない、もう一度。

委員	要するにため池の面積というのは。
事務局	いや、水張りの前に言われてた。
委員	そうそうそう。要するにため池というのは全部の周りを。
事務局	それに関しては3分の1という数字も出たんですけど、3分の1はちょっとまだ我々はそこまで決めてないので。あれは一つの例として出た数字ということと、基本はやっぱり水面というか、そこになるかなとは思うんですが、そこは県も含めていろいろそういう規定があるので、そこを見ながら検討させてもらいたいということですね。
委員	事業廃止というのは非常に難しいと思うんですよね。例えば、加西市がずうっともう何十年前に太陽光施設をつくったところあるんだけど、まだ多分何ぼか発電してると思うね。発電効率ものすごく落ちてるんだけど。それだってまだついてる。だから、関西電力の方がいらっしゃったから、ちょっとお聞きしたいんだけど、メガ発電とか大きな発電所で廃止というのは、だんだん今から発電効率が下がっていって、ずっと下がってくると思うんですけども、何をもって廃止とするのか。廃止せんといつまでも置いてある。あれひょっとしたらいつまでも置いて効率は悪いからだけで、発電は何ぼでもするもんじゃないかなと思ったりもするんですが、その辺りどうなんですか。
委員	恐らくですけど、事業主様のメンテナンスに係るコスト、費用対効果なんかも含めた判断になると思います。なので、一概に一律に何年ということではなくて、それぞれの判断かなと思いますけど。
委員	例えば、ずっと下がっていっても廃止は。要するにメンテってあまり最後なんてしないもんで、ほっといたら、ああ止まってしまったんだと。なんですよね。それで廃止と。その廃止の受けようというのがこれってあるのかなと思って。
委員	多分、FITが始まったのは2012年とかで、太陽光自身は一応メーカーとかの保証期間が25年とかなので、まだこれが顕在化してくるのはこれからかなと思いますけど。20年ぐらいで今廃棄っていうので計算しようとして、リサイクルの今プロセスをちょうど策定していることだと思うので、出てくるのはまだちょっとこれからかなと思います。FIT系で大規模に入ったやつでということでいくと。
委員	だから、廃止というのがあるんだけど、これって廃止というのは何をもって廃止と

	するのか。施設の発電せえへんのでも、ずっと置いてあるやん。廃止じゃないやつは。これは条例制定するのも必要じゃないかなと思いますけど。
事務局	その意味では私としてはもう大体廃止というのは、FIT が終わったらそのままもう発電を継続せずにやる場合は、もうこれが廃止かなという感覚です。ただ、FIT が終わってもその後まだ廃材で取引をやるケースもあるので、そこに廃止という、もう FIT の期間終わったらもう初期投資の部分は回収してしまってるので、後は安い値段で売ってもまあ。
委員	だから、廃墟みたいなものが残ってしまって、それを取りつぶすというとるんだったら、届出が要るんだけど、放っとったら届出要らんということになりはしませんか、これって。発電は止めたとしても。いやいや、今休止中ですみたいなこと言われたら。今の廃屋問題と一緒ですよ。
事務局	やっぱり事業活動してないのということが廃止というふうに捉えるのが自然なのかなというふうには。
委員	押しとおせる。
事務局	その辺りちょっと、また国いろいろどういう考え方なのか、また県の考え方を。
委員	誰も届出せえへん。廃止の届出なんて誰もしないん違うかな。
委員	よろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
委員	割と大きなものに関しては、国のほうで FIT の中で廃止しようと強制的に徴収してますので、最後本当に廃止するときには廃止をして事業者と契約をして、その後徴収されてた天引き分が返ってくるんですね。なので、廃止をしないということは徴収されてた分も戻ってこないということなので、通常の事業者であれば、何らかの時点で 25 年か 30 年かは別ですが、廃止をして廃止費用まで取り戻してやるのが普通だと思います。 この廃棄費用の強制積立という制度をつくるときの国の委員会に私入ってたんですけれども、そこで出たのは、ちょっと今おっしゃったように最悪これはオブジェだと、芸術的価値があるんだというようないいこと言っちゃうと、これもう廃止って言えないので、そういうことは可能性としてあり得るけれども、そうでなければ通常の場合は廃棄費用を取り戻すので、そこは滅多なケース以外で問題にならないだ

	ろうというのが、委員会の中で出た議論でした。
会長	どうもありがとうございます。
事務局	あと、先ほどのため池ですけども、水面の面積、それの兵庫県の場合は 50%です。
委員	分かりました。
会長	それでは、時間の関係で続きまして 4 つ目の議事に移ります。加西市気候エネルギー行動計画の改定について諮問ということですので、事務局から説明お願いいたします。
事務局	＜「資料 4－1 加西市気候エネルギー行動計画の改定について(諮問)」の説明＞
会長	続きまして、資料 4－2 の説明お願いいたします
事務局	＜「資料 4－2 加西市気候エネルギー行動計画の改定方針について」の説明＞
会長	加西市気候エネルギー行動計画の改定方針についてご説明いただきました。ご意見等ありましたらお願いします。
事務局	数年前につくったんですけれども、その直後に国が改定をしてしまったので、それに合わす必要があって、その上でそのタイミングがいいかなということで、今回使ってもらおうと。それと国と整合性というのが 1 点と、それと区域施策編と事務事業編というのがあるんですが、ばらばらにつくってたんですけれども、結局加西地域の中の一部として市役所の取組というのもあるので、それはもう一緒に考えていったらいいのかなというふうにちょっと思ってまして、実は事務事業編に関しては、もう数年前に目標は実は達成しているという状況もあったので、さらに新しい取組みが出ているので更新をしていく必要があるかなというふうに考えております。
会長	現行計画で 40%削減というのはもう大体見通しはついたんですか。だから、もう 46%にいくというそういう感じなんですか。
事務局	ここは、実をいうとなかなか見通しと言われるときついところが実際はあるんですけれども、実際、40%という数字をつくる 2 年前のときも裏で国が新たな目標、そのとき国は 26%だったのをすごく大きな数字を入れるという話も噂では聞いてて、その中で 40%という数字をちょっと思い切ってやったつもりだったんですけども、

	まさかそれをどんどん上回っていく数字が出るなんて誰も思ってなかったです。 それで、こういう形になってしまったんですが、世界首長誓約というのがあるんですが、そこに国以上の目標をまず定めようという、そういう制約を今ちょっと結んでる兼合い上、改定していかなきゃいけないかなというところなんです。
会長	分かりました。何かご意見、どうぞ。
委員	一つは冒頭の説明のところで諮問の目的が国とかの指針と目標との解離があるからという話と、もう一つが脱炭素先行地域との計画との整合もという話があったと思うんですけども、先ほど今の資料4－2の資料だけでいうと、国との乖離で今もマイナス40%でマイナス46%という話だけだったと思うんですけども、要はマイナス40%でもきついのをさらにきつい46%にするというときに、何をじゃ変えようとするか、市としての何か方針みたいなのがあれば教えていただきたいというのが一つと、言ったほうがいいのか言わないほうがいいのか分からないんですが、計画をつくったときも議論があったとおり、CO_2の削減はやっぱり人が人口が減少するということと、排出係数が大きく改善されることというのは、非常に大きく影響をしていて、マイナス40%のうち実質何かライフスタイルなりを変えて削減する量というのは、そんなに大きくないということだったと思うんですよね。 そういう面でいくと、その当時の多分排出係数が0.52とかそれぐらいの数字で、そのときの国の方針として出てた2030年の排出係数が0.37とかという数字なので、それで30%ぐらいは実は削減されるという話ですよね。一方で、最近環境省は排出エネルギーミックスを何かすごく減らしていますよね。 今は多分、目標としては0.25とかという数字を出してたりするので、0.52が0.25になるともうそれだけで半分以上削減ということになるので、ここの目標値として書くことの意味と実際、脱炭素先行地域として何をするかというのが、何かくっついてるのかくっついてないのかというのもちょっとあるところがあるので、エネルギーミックスが進んで排出係数が改善されたら極端な言い方をすると何もしなくても、大きく減るということになると思うんで、それに対してのちょっと市としてはどのようにお考えかというのを教えていただきたい。
事務局	おっしゃられるとおり、事務事業編が改善された理由は今言われる排出係数が下がったからですというのが一方大きい要因にあります。今後も今言われてるように0.37という数字がそれがさらに下げていくという、そういう部分というのは当然出てくるんですけれども、先行地域でやるという部分も引っついてるかどうか言われると、本当に数字的に引っついてるかと言われると、やっぱり目標は国が言っているある程度の数字で、どんと目標があって、我々はずっと別で積上げていくという部分がやっぱりあるなというふうに思っているので、必ずしもリンクしないというのはそのとおりだなと。ただ、努力をしていくということが大事ということになる

	ので。
委員	だから、リンクしないことを責めてるとかそういうわけではなくて、言ってるわけじゃなくて、やろうとしてることがちょっとこの資料だと分からなかったので、この後資料5であるとか。
事務局	そうです、そうです。その先行地域で具体的にどうなるかというところが、ここには大きな方針のことだけあって。
委員	なので、ここは50%を目指しますということの合意でもってとるということだけであれば、特に意見はないんですけども、その先としてはじゃどうするかというのが多分出てくると思うので。
事務局	最終その数字云々というのも2回目、3回目の議論の中で、また数字も出していき、いわゆる何%削減とかという、そういう部分も出していくので、そのときにまた議論していただきたいなと思います。
委員	なので、皆さんもよくご存じでしょう。加西市だけの問題ではなくて、排出の計算が基本的には基礎自治体はもう配分法なので、自分たちがやったことがなかなか評価されないジレンマがあるのは、もうよく分かっていることなので、でもやっぱりやろうとしてやってることに対してきちんと評価をするという意味では、そういうやつの進捗管理がちゃんとできるような改定をしたほうがいいかなと。
事務局	そうですね。指標なんかはそう考えるといいですね。ありがとうございます。
委員	すみません、それと今のご意見と関連して、排出係数に大きく依存するということとともに、先ほどの事務事業編はもう既に達成しているというふうにおっしゃったんですけど、区域施策、市民全体のライフスタイルと混ぜることによって、市役所が頑張れば市民が何もしなくても、目標は達成されるかも分からないというか、排出係数と市役所による改善による寄与が重くなってしまって、市民のほうはそれほどやらなくても、何か数字が動いていくみたいなことにならないですか。
事務局	まさに排出係数ということになると市民が発電する電気とかも排出係数に依存するので、もう排出係数が低くなると、全体的にみんな改善してしまうという部分があるんですが、ただそれだけでこの目標というのが達成できないというふうには思っているので、そこは新たな区域施策編としての新たなそういう目標とか、先行地域を踏まえながら、先行地域というのは本当にエリア指定されたところだけなんで、それだけではなくてそこを確定しながら、全市でどうもっていくかとか。

委員	今までに何度も議論があったけれども、やっぱり交通に負っているところが多くて、先行地域でも何らかの代替案を出さないことには、結局、省エネと交通は何とかしなければならないというのは、その辺は分かるけれども、結局そこから全然脱出できないというか、改善策が出てこないままということになりますね。だから、やっぱり何か、それが技術による解決でもライフスタイルによる解決でもいいけれども、何か今までと違う代替案の軸を出さないことには多分動かないと思うんですけどね。
事務局	何をするかというところですね。ぼやっとしてるからという。分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかに何かご意見ございませんでしょうか。どうぞ。
委員	すみません、私も今、先生のおっしゃるとおり何をするのかなと。書類はできてる。これは市外に向けての書類なのか、国へ向けての書類なのか、それは分かりませんけども、誰がするのか、誰に向けて発信するのか、何も見えてこないと思いました。今別の市外の会議ですけど、話されてるのは、本当に太陽光のそういうふうな事業が絶対に必要なのかどうか。そうあるべきものなのかということをもう一度考え直す時期じゃないかという話までは出てきております。 ため池の件なんですけれども、一応加西市何も苦情がないということでしたけども、他市のところでは住民からの雨水処理、それから雨水流量計算、それを毎年、あるいは3年ごとに行う。そういうのが条例の中にもそういうふうなことが含まれてきております。それから、調整池の土砂の工事、それも含まれてきております。それを確実に行うというふうに。だから、進んでるところはもうそういうふうにもう条例の中にも入れてきております。 いこいの村の下側の池のところは廃棄までの契約になってますよね。そういうふうにお伺いしています。そこがどういうふうな契約でどういうふうな金額、パーセンテージが出てるのか、そういうのもちょっと知りたいなとは思っておりますけども。いつ市民の方たちにもこういうようなことやってるということが、お伝えなさるのか、どうなるのか。私たちは家庭のものですから、自分のお家がCO_2の削減とかそういうふうなことを心がけていきたいとは思っております。
事務局	我々としても、先行地域という一つの軸にしながら、戸建ての住宅が多いということ、あと車なんかが一家に1台以上あったりとか2台とかというふうなこともあるので、市民向けの方についてはそういう住宅に対してどう施策をするか、そういったようなことは今から主でやっていきたいかなというふうには思っています。 あと車ですね。EVが全ていいかなというような議論もあるんですが、そういったEV

	に対してもやっていったらいいかなというふうに思います。
委員	細かい説明も必要かとは思いますね。何のためにするのか。
事務局	分かりました。
会長	どうもありがとうございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。
委員	他のご意見でいうと、今回の諮問が何をどこまで求められてるのかがありまして、もうあと限られた２回というレベルでいうと、なかなか今言ってるような中身の議論をするという非常に難しいと思っていて、先ほど冒頭にあった国との整合を取るという意味で目標を高めるという話と、脱炭素先行地域の計画をきちんとエネルギー計画のほうに反映させるというだけだと、それでいいのかというご意見もあると思うんですけど、今回の諮問としてはどこまでなのかというのを明確にしていただいたほうが、諮問に対する回答が少し。
事務局	そこは今言われてる意見が申し訳ないですけど主です。ここ１年も経たないぐらいでやってるとなるとそうなります。ただ、今言われたようなご意見なんかは、具体的な施策なんか入れれるところは入れていきたいし、考えていかないといけないかなと。あと他方、条例の制定とかそっちのほうにいろいろと意見を入れることもあると思いますので、そのように考えています。
委員	では最後に１つだけ、諮問のときはやはり市長さんがお見えください。お伝え願います。
会長	ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。 今回審議会と検討部会というのを合同でさせていただいたわけなんですが、先ほど意見がありましたように、それで十分審議ができるのかというようなお話があって、僕もいろいろ考えさせられるところがありました。あと２回ということなので、できるだけ資料の整理等、今後議会はやっていただいて、委員の方々にきちんと状況を説明できるような体勢でぜひお願いしたいと思います。 大体今回の議論は終わったと思いますので、委員の皆様については円滑な運営にご協力いただき大変ありがとうございます。続く次第につきましては、進行は事務局ですので事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	＜「資料５脱炭素先行地域づくり事業の概要」の説明＞

事務局	この件について何かご質問等がもしございましたら。
委員	全体を見てきたときに、やはりいろいろ難しい問題だと思うんです。時間が非常にかかるんじゃないかと。この30年、50年の区切りに対して、それは案が追っついていくかどうか。そこが非常に気になるところですね。例えば、仮に地産地消にしても加西市だけではいかない。そうすると近隣の市町とのいろんな関連が出てくる。そういったことで国レベルで100か所の設けてというように書いてありました。それが今のこの期間内で進んでいくかどうかいう部分もちょっと懸念されるんですけど、そこらは。
事務局	他市の話ではなくて、ここは一つのエリアを決めて、ここはちょっと最初に頑張ってやっていきましょうということで、国の支援を得ながら、我々と地元という、市役所なんかも含めてなんですが、やっていこうということになります。期間が短い、言われるとおりでもうそこのところはもうできる限りやれることをやると。不足のことも沢山出る可能性はあります。実際、認定されてからいろいろと計画の中身を再整理するとやっぱりいろいろ問題も課題も出てくると思います。そういったことも踏まえながら、できる限りやっていきたいかないうふうに思います。
事務局	閉会 そうしましたら、時間もちょうど2時間ぐらいになりましたので、ないようですので終わりたいと思います。本日はお忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。本日の議事録作成ですけれども、議事録案を出席委員に送付させてもらい、発言内容を確認いただいたうえで、議事録署名人に署名いただき完成させることとさせていただきます。 最初の提案にもありましたように、2回目の合同会議なんですけれども、10月20日金曜日なのですが、同じ14時から今回、次は市役所のほうで、市役所の1階の多目的ホールというところで、玄関入って左側のところになりますけれども、いつも大体やっているところです。そこを予定しております。それから、第3回皆さんもお忙しいということで、第3回目も予定ということで12月15日、同じ14時から市役所の1階多目的ホールで実施したいと思っておりますので、皆さんよろしいでしょうか。 それでは、これにて合同会議を終了させていただきます。皆さん、長時間にわたってご協力いただきまして、ありがとうございました。